

第 1 1 回農業委員会定例会(シナリオ)	
1 日 時	令和 6 年 1 1 月 2 9 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 午前 1 0 時 4 5 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員、 6 土居委員、7 石本委員 欠席農業委員 推進委員 大藤推進委員、建山推進委員、原一馬推進委員、増田推進委員 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 4 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 4 7 号 農地法第 5 条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請について 議案第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 4 9 号 非農地承認申請について 議案第 5 0 号 農用地利用集積計画について 議案第 5 1 号 竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について 報告第 1 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和6年第11回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、7番石本委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、新庄町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計379㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、一般野菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。
田中 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南東へ約1,000m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、田万里町〇〇の1筆、地目は田、面積は231㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、ぶどう・トマト・玉ねぎを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原 一馬推進委員から補足説明をお願いします。

原 一馬 推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから南東へ約 800m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇・〇〇合併、〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇の計 8 筆、地目はいずれも田、面積は計 674 m ² です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、水稻、ネギ、大根、ニンジン、キャベツを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、福田町自治会館から北へ約 250m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 4 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,342 m²です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、水稻、一般野菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、荘野地域交流センターから南西へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 5 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 5 番の申請地は、田万里町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目は田、面積は 234 m²です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、柿を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。
建山 推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから南東へ約 200m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして6番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 6番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇の計10筆、地目は田が1筆、畑が9筆、面積は計4,871.89㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、水稻・ねぎ・大根・白菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北へ約400m、北西へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第47号「農地法第5条の規定による許可を受けた農地における事業計画変更承認申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 7～9 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、東野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 5 筆、地目はいずれも田、面積は計 5,206 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 本件は、令和 3 年 5 月 26 日付け指令竹農委第 5-3-15 号、第 5-3-16 号、で許可を受けた土地について、当初計画者から事業継承を行うとともに、太陽光パネルの規格を見直したことに伴い、太陽光パネルの枚数を 1,228 枚から 672 枚に変更し、建築面積が 1,980 m²から 1,735 m²に変更するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 10 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 720 m²です。 太陽光発電設備設置工事に伴う現場事務所及び駐車場の用途で一時転用するものです。転用期間は令和 6 年 12 月末までです。 既に現場事務所及び駐車場の用途で使用しているため、申請人から始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから東へ約 100m 付近にあります。 現地確認時、既に現場事務所及び駐車場として使用されていました。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の11ページをご覧ください。 2番の申請地は、仁賀町〇〇の1筆、地目は田、面積は598㎡です。 自らが営む事業のように供する資材置場及び駐車場の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、仁賀地域交流センターから南東へ約2.5km付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の12ページをご覧ください。 3番の申請地は、吉名町〇〇の計1筆、太陽光発電設備の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。

大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北東へ約 1.4km 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 13 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも田、面積は計 2,236 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、荘野地域交流センターから西へ約 1.4km 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 5 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 5 番の申請地は、東野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 5 筆、地目はいずれも田、面積は計 5,206 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 本総会で許可をいただいた場合には、転用面積の合計が 3,000 m²を超えるため、令和 6 年 1 月 1 8 日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野地域交流センターから北へ約 1.3km 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 6 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 14 ページをご覧ください。 6 番の申請地は、竹原町字吉崎〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 1,325 m²です。 太陽光発電設備設置工事に伴う搬入路の用途で一時転用するものです。 転用期間は令和 7 年 1 月末までです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西地域交流センターから北西へ約 100m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第49号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の15ページをご覧ください。 1番の申請地は、東野町〇〇の1筆、地目は畑、面積は218㎡です。 40年以上前から墓地として利用されています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野地域交流センターから北西へ約950m付近にあります。 現地確認時、既に墓地として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の16～18ページをご覧ください。 2番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計8筆、地目はいずれも畑、面積は計3,124㎡です。 平成10年頃から、農地として管理しておらず、現在山林状態となっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、福田町自治会館から西へ約100m、北へ約250m～750m付近にあります。 現地確認時、既に山林状態となっていました。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第 5、議案第 5 0 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 19～20 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 3,110 ㎡、 対象人員が、貸し手が 2 人、借り手が 3 人です。 本議案が可決の場合、令和 6 年 12 月 1 日付けで、公告いたします。 詳細につきましては、参考資料 19～20 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。議案第 5 0 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 6、議案第 5 1 号「竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 8 ページ、参考資料 21～22 ページ及び別紙「竹原農業振興地域整備計画書」をご覧ください。 本議案につきましては、竹原農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外に対する農業委員会の意見の決定を行うものです。 今回の除外につきましては、2 件の申出があり、1 件が農村体験施設及びキャンプ場、1 件が資材置場の用地とするために除外するものです。説明は以上です。

議 長	続きまして、農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局の説明をお願いします。
局 長	それでは、除外についての検討事項を説明いたします。 農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できない場合という要件があります。 この点について添付された申請者の事業計画からみて、1 番については、隣接する実家の母屋も活用して運営することから、2 番については、隣接する既存の資材置場を拡幅することから他に代えることができないことが認められます。 二つ目に当該変更により、周辺農地の利用状況や、集団化を阻害しない場合という要件がありますが、1 番及び2 番の申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。 三つ目に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならない場合という要件がありますが、1 番及び2 番の申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。 四つ目に当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがない場合という要件がありますが、現地確認により1 番及び2 番の周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。 五つ目に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間（8 年）を経過していることという要件がありますが、圃場整備農地ではないことを確認しております。 以上が除外にあたっての検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしています。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありますか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって、異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。 次に日程第 7、報告第 19 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ、参考資料の 23～29 ページをご覧ください。 令和 6 年 10 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 10 件、筆数は田 44 筆、畑 47 筆の計 91 筆、面積は計 31,503.52 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 23～29 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 6 年第 11 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 11 月 29 日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進